

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の5第3項
処 分 の 概 要 : 教習資格の認定の取消し
原権者(委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号・第5項(許可の基準)、 第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例)、第5条の4第1項(技能検定)、第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)
処 分 基 準 : 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活保安課 (017-723-4211)
備 考 :